

○大崎市立おおさき日本語学校条例

令和6年3月6日

条例第2号

(設置)

第1条 日本語教育を通じた多文化共生社会の実現に資する環境を整備するため、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）第3条第1項に規定する認定日本語教育機関として、大崎市立おおさき日本語学校（以下「日本語学校」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 日本語学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大崎市立おおさき日本語学校	大崎市古川保柳字氏子114番地1

(職員)

第3条 日本語学校に学校長その他必要な職員を置く。

(定員)

第4条 日本語学校の定員は、60人とする。ただし、第9条の短期日本語講座を受講する者は、定員に含まないものとする。

(修学年限)

第5条 日本語学校の修学年限は、1年、1年6月又は2年とする。

(授業料等)

第6条 市長は、入学選考料、入学金、保険加入料、授業料、教育活動料、教材料及び施設設備料（以下「授業料等」という。）を徴収するものとし、その額は別表第1のとおりとする。

(授業料等の返還)

第7条 既に納付した授業料等は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(授業料等の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、授業料等を減額し、又は免除することができる。

(短期日本語講座)

第9条 市長は、第5条の修学年限以外の期間で行う短期日本語講座を置くことができる。

2 市長は、短期日本語講座の授業料及び教材料を徴収するものとし、その額は別表第2のとおりとする。

3 第7条の規定は、前項の授業料及び教材料の返還について準用する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定による職員の設置、入学手続、授業料等の徴収、当該徴収をした金銭に係る収納その他の日本語学校の運営を行うために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(大崎市手数料条例の一部改正)

3 大崎市手数料条例（平成18年大崎市条例第78号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

別表第1（第6条関係）

区分	修学年限	金額
入学選考料	共通	10,000円
入学金	共通	50,000円
保険加入料	1年	10,000円
	1年6月	15,000円
	2年	20,000円
授業料	1年	620,000円
	1年6月	930,000円
	2年	1,240,000円
教育活動料	1年	30,000円
	1年6月	45,000円
	2年	60,000円
教材料	1年	60,000円
	1年6月	90,000円
	2年	120,000円
施設設備料	1年	100,000円
	1年6月	150,000円
	2年	200,000円

別表第2（第9条関係）

区分	コース	金額
授業料	1月コース	55,000円
	2月コース	110,000円
	3月コース	165,000円
	特別コース（クラス レッスン）45分当た	2,000円

	り	
	特別コース（プライベートレッスン）45分当たり	4,000円
教材料	1月コース	5,000円
	2月コース	10,000円
	3月コース	15,000円
	特別コース（クラスレッスン）	授業料に含む。
	特別コース（プライベートレッスン）	授業料に含む。